

## 《研修日程》

| 研修・視察<br>月 日    | 研修・視察先                     | 研修・視察施設 | 研修・視察内容                                                                             |
|-----------------|----------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 月 18 日<br>(火) | リファレンス駅<br>東ビル（福岡県<br>福岡市） | 地方議員研究会 | 議員が知っておくべき議会の基本。さらに輝きを放つであろう議会活動とは？<br>AM：議員が知っているようで知らない議会の本質とは<br>PM：一般質問と質疑の本質とは |

## ＜研修内容＞

## 1. 地方議員研究会

## ●研修、視察目的

市議会議員 3 期目を迎え、改めて議会の基本について学びなおしをし、今後の議会活動や議会運営に資するため。

## ●説明者

前・福津市議会議長 江上 隆行 氏

## ●概要および考察

冒頭に講師から、議会と行政は「車の両輪」とよく言うが、二元代表制のもと、議員は行政をチェックし、政策を提言し、条例を制定することが重要な役割である。つまり議会が首長の独善・独走を防ぐ「ブレーキ」となり、また、住民の福祉をより一層向上させる「アクセル」となって機能することが求められている。そのために、議会は執行部との適正な距離を保つこと。追認機関ではないし、議員は住民目線を忘れることなく、研鑽を積まなければならない。との基本的な考えが示された。

その後、地方公務員法上、地方議会の議員は非常勤特別職の公務員という位置付けであり「全体の奉仕者」として、矜持をもった言動を心がけなければならないことなどの事例が紹介された。

また、質問と質疑のルールについても言及され、一般質問はあくまで質問なので、要望をする議員の発言は認める必要なし。

質疑であれば、標準市議会会議規則第 55 条「発言内容の制限」の第 1 項に

は「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。」そして第3項には「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」と規定されている。(安来市議会会議規則においては、第54条に記載されている。) 質疑とは議案の疑問点を質することなどについて、具体的な事例に基づいて解説が展開され大変理解しやすかったし、聴講者である他議会議員から議事進行上の課題等の質疑・応答もあり、今後の議事進行上、大変勉強となるセミナーであった。